

第 483 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 6 年 8 月 5 日（月） 11:10～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野賃金室長	それでは、定刻となりました。 本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、第 483 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、公益側代表委員の栗山委員、使用者側代表委員の松野委員の 2 名が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本会は公開審議としており、本日 2 名の方が傍聴されています。 それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。
高橋会長	ただ今より第 483 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。 それでは議事に入ります。 議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」でございます。 専門部会で結論が出ておりますので、本日欠席の専門部会部会長の栗山委員に代わって部会長代理の宮坂委員から御報告をお願いいたします。
宮坂部会長代理	それでは報告いたします。 7 月 1 日、岐阜労働局長から岐阜県最低賃金改正決定の諮問を受け専門部会が設置されました。 7 月 29 日、第 1 回専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から目安「B ランク（岐阜県）50 円」が伝達され、本日を含め 4 回にわたり専門部会を開催し、全会一致の決定を目指し審議を重ねてまいりましたが、残念ながら意見一致とはなりませんでした。 労働者側委員からの御主張でございますが、

今年の春闘について、連合の最終集計結果では加重平均で 5.1%と 1991 年以來 33 年ぶりの水準となる高い伸び率となった。岐阜県内の集計においても、昨年を大きく上回って、全体集計で 4.87%、300 人未満の中小では 4.47%の高水準の結果が出ている。

これらは労働組合があつて労使交渉をした結果であるが、労働組合のない職場で働く労働者も多く最低賃金の大幅な引上げを通じて今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体、岐阜県全体に広げていくことが必要ということ。

どの産業でも人手不足が深刻化している。労働力流出は様々な要因があるが、その 1 つとなる地域間格差を早期に是正することが必要ということ。

食料品を初めとする物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増している。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは極めて苦しい状況であるということ。

岐阜県は近隣県（三重県、愛知県、静岡県、滋賀県）と比較して最低賃金が低く地域格差がある。2003 年頃の格差は小さかったが、その後格差が拡大している。労働力流出を含めそのような状況は埋めなければならないということ。

連合リビングウェイジに基づく、岐阜県において労働者が健康で文化的な生活をするために必要な賃金額（自動車保有なし）は最低 1,050 円であるということ。

といった御意見でありました。

次に使用者側委員からの御主張ですが、

生計費、賃金、企業の支払能力、これらを勘案すると、最低賃金を一定程度引上げる必要は理解しているが、中小・小規模事業所の現状、大幅な最低賃金引上げによる影響を十分に配慮し最低賃金決定の 3 要素に基づいた議論が必要であるということ。

岐阜県は中小、小規模事業所の比率が高く下請比率も高い県であり、賃金を引上げるには生産性を向上させる価格転嫁を推進し原資を確保することが必要となってくると

というのは共通の認識であるが、中小、小規模事業所における進捗状況はまだまだ十分ではなく、試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいるというのが現状であるということから、全ての事業所に適用される最低賃金を議論するに当たっては、中小、小規模事業所の現状にしっかり目を向けた議論が必要であるということ。

中小企業は厳しい状況にあるが、ある程度大きな企業も同様に最低賃金の引上げは厳しい状況にあるということ。

最低賃金を引上げるということは正社員の給料を引上げることに繋がってくるということ。

医療機関等、価格転嫁ができない業種があるということ。

そして、人手不足は給料だけではなく色々な要素が絡んでいるので最低賃金だけの問題ではないのではないかとということ。

岐阜県は下請け、中小企業が多いので支払能力が厳しい企業が多いということ。

といった御意見がございました。

金額につきましては、

労働者側からは、当初、岐阜県において労働者が健康で文化的な生活をするために必要な賃金額（自動車保有なし）1,050円と現在の岐阜県最低賃金950円との差額100円に愛知県と岐阜県の最低賃金の差額77円を加算し、177円引上げの1,127円（目安額＋127円）が提示され、その後、1,006円（目安額＋6円）、1,005円（目安額＋5円）と歩み寄りがあり、最終的には、目安額に1円加算した51円を引上げ1,001円が提示されました。

一方、使用者側からは、当初、賃金改定状況調査第4表③Bランクの賃金上昇率（2.9％）に基づく28円引上げの978円が提示され、その後、986円（目安額－14円）、992円（目安額－8円）と歩み寄りがあり、最終的には、目安額と同額の50円を引上げ1,000円が提示されました。

その後も、双方の主張、御意見を伺い十分に協議を重ね

	ましたが、新たな金額提示がなかったため、公益委員見解による提案を行いました。 公益見解としましては、中央最低賃金審議会の公益委員見解による消費者物価指数の頻繁に購入する品目の上昇率 5.4%について、岐阜県の物価は全国平均より高いことから、県最賃 950 円に 5.4%を乗じた引上げ額 51 円（目安額 + 1 円）の 1,001 円を提案しました。 本日の専門部会におきまして、 公益側提案に関し採決を行い、賛成 4 名、反対 3 名で決議され専門部会報告書を作成いたしました。 以上が専門部会における審議の概要です。 それでは、事務局で専門部会報告書の写しを配布し、読み上げをお願いいたします。
事務局	（専門部会報告書写の配布）
安藤室長補佐	（専門部会報告書写の朗読）
宮坂部会長代理	専門部会の結論は報告書のとおりです。 なお、専門部会において、使用者代表委員から最低賃金引上げに向けた支援施策等並びに最低賃金法第 21 条に基づく「建議」について、御要望がありましたので併せて報告させていただきます。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今の専門部会の結論、「岐阜県最低賃金については時間額 950 円を 51 円引上げ 1,001 円とする。」ということにつきまして、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。

高橋会長	ありがとうございました。 使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	専門部会の今回の 51 円という金額につきましては、使用者側としては受け入れ難いものがございます。改めて重複する部分もございますが、使用者側の考えるところ、少し述べさせていただきたいと思います。 昨今の消費者物価の上昇を受けまして生計費の観点から一定程度の最低賃金の引上げは必要と考えております。ただ、最低賃金はセーフティーネットとしての役割で赤字企業も含めて強制力を持って適用されるものでありますので、春闘の賃上げとは異なり、引上げ額には一定の限度があるべきと考えております。 岐阜県は中小企業、小規模事業者が 99.9%と高く、その中小企業が地域経済を支えている県であり、経営体力が総じて都市圏に比べると、強くないという実態を視野に入れた議論が必要であると考えております。 今回の中央審議会では、目安として全国一律の非常に高い水準である 50 円が示されましたが、岐阜県はさらに 1 円上回る 51 円という水準が示されたことは、地域経済の実態や価格転嫁が十分に進んでいない状況を踏まえておらず、使用者サイドとしては強く反対の意思を表明させていただきたいと思います。 以上でございます。
高橋会長	ありがとうございました。 それでは、岐阜県最低賃金審議会におきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に規定される最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とはしておりませんので、「岐阜県最低賃金について時間額 950 円を 51 円引上げ 1,001 円とする。」との専門部会報告につきまして、採決を行いたいと思います。 専門部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員	(賛成：8名挙手)
高橋会長	専門部会報告の結論に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：4名挙手)
高橋会長	ありがとうございました。 採決の結果、会長である私を除き 賛成8名、反対4名 ということでございました。賛成多数により専門部会報告の結論を当審議会の結論として答申することといたします。 事務局で答申案の準備をお願いいたします。
事務局	(答申案を配布)
高橋会長	事務局で答申案を読み上げてください。
安藤室長補佐	(答申案を朗読)
高橋会長	ありがとうございました。 この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
(高橋会長、千葉労働局長、会場中央へ移動)	
安藤室長補佐	(会長に答申文を手渡す)
高橋会長	答申します。よろしくお願いいたします。 (労働局長に答申文を手渡す)

千葉労働局長	ありがとうございます。
(高橋会長、千葉労働局長、席に戻る)	
千葉労働局長	ただ今、岐阜県最低賃金の改正決定につきましての答申をいただきました。 委員の皆様におかれましては、これまで、慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただきましたことに深く感謝申し上げます。 早速、この答申をもとに所要の手続きを取ることにしたいと思っております。 ありがとうございました。
高橋会長	それでは議事を続けます。 先程、専門部会部会長代理から報告がありました最低賃金引上げに向けた支援施策等について、最低賃金法第 21 条に基づく「建議」を行う方向で進めることにつきまして、御意見をお伺いします。 まず労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	この建議につきましては、労側としても賛同するところでございます。よろしくお願いいたします。
高橋会長	ありがとうございました。 使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	使用者側といたしましても、この建議を是非進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
高橋会長	ありがとうございます。 それでは、御賛成をいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思います。 続きまして、議題 2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」でございます。

	諮問のありました３件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして審議を行います。 まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。
安藤賃金室長	７月 29 日付けで、労使双方から御推薦いただきました３業種の関係団体等に対し、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書の提出を依頼したところ、昨日までに航空機の労使双方の関係団体から意見書が提出されています。 資料№. 1 （１ページ）を御覧ください。 労働者側からは、「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書（ケージーエム労働組合）次に資料№. 2 （３ページ）をご覧ください。 使用者側からは、「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定に関する意見書（川崎岐阜協同組合）、意見書には資料が添付されております。 以上となります。
高橋会長	それでは、最初に労働者側委員から御意見を伺いたいと思います。労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特定最低賃金の３業種につきまして、まず、私から発言させていただきたいと思います。 特定最低賃金は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完、代替機能を持っております。現在、特定最低賃金は３業種あり、３業種とも我が国における主要産業であり、同時に岐阜県においても同様であると認識をしております。 では、電機について発言させていただきます。 今回、岐阜県最低賃金が 950 円から 1,001 円になりました。現在の 965 円の金額からの引上げにつきましては、慎重な審議が必要となりますが、これまで築いてきた労使関係を尊重していただくとともに、県内の電機産業の魅力ある適正な金額に向けて金額改正の必要性を望みたいと思

	います。
村上委員	それでは、航空機の関係について述べさせていただきます。航空機の置かれている状況につきましては、添付されています資料 No. 1 に記載をしておりますので、そちらをお読みいただければと思っております。 ただ、足元ではエネルギー価格の高騰等、厳しい企業があることは承知をしております。 しかしながら今後、生産年齢人口が減少していくなかで、私たち航空産業の発展のためには優秀な人材の確保は欠かせません。優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃は必要不可欠であるという認識でございます。 価格転嫁等の取引適正化に向けた取り組みは、政府、事業団体、企業の中で積極的に推進され、価格転嫁の環境整備は整ってきており、日本の経済成長や個人消費の喚起の観点からも価格転嫁と最低賃金の引上げは同時並行して取り組むべきであると考えております。 産別最賃の引上げがなされないのであれば、産業としての魅力が薄れ、人材の確保に支障を来すことになります。 今後経済の緩やかな回復が期待される中で、産業の将来を見据えた人材の確保ができなければ、賃金構成の歪みが生じ、技術、技能の伝承に支障を来すことにもなります。 ものづくり産業においては、技術、技能を確実に伝承していくことが重要であり、そのためには適切な産別最賃が必要であると考えております。 産別最賃は未組織労働者を含む航空産業で働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用安定と産業の発展に多く寄与するものと考えております。 以上です。

奥村委員	自動車の奥村です。 自動車としましては、今まで築き上げてきました労使関係をしっかりと今後も継続していきながら魅力ある産業とすべく、しっかりと前に進めるような交渉を行っていきたいと思っておりますので、適正な価格に向けた特定最賃の改定に向けての審議をよろしくお願いいたします。
高橋会長	労働者側委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	3業種、自動車、航空機、電機の順番でお答えさせていただきますが、その意味と判断した理由を、それぞれの委員から御説明させていただきます。 それでは、まずは自動車の方から、大脇委員よろしくお願いいたします。
大脇委員	大脇でございます。 自動車につきましては、岐阜県内の主要産業の1つでありまして、本年度について改正決定の必要ありとして協議をさせていただきます。
澤村委員	航空機の方、川本委員からよろしくお願いいたします。
川本委員	航空機につきましては、先程、事務局さんの方から御提示のありました使用者代表としての意見書が川崎岐阜協同組合から出ておりますが、これまでの経緯と状況を踏まえまして、特定最賃の必要性については、「なし」と判断する意見書が出ておりますので、この通りでよろしいかと考えております。
澤村委員	それでは、電機の方は私から申し上げます。 電機の改正決定の必要性は、「なし」とさせていただきます。

その理由を説明申し上げます。

まず、電機産業業界のおかれる現状は非常に厳しいということが1点目でございます。

岐阜県統計課の資料の岐阜県鉱工業指数を見ますと、岐阜県の電気機械工業生産数・出荷数は、ここ1年、生産・出荷ともマイナスでございます。

また、東海財務局岐阜財務事務所の資料、岐阜県内経済情勢を見ますと、昨年の審議でも議論の1つに上がりました電機産業・住宅建設という部分が大きく影響を与えると申し上げた使用者側委員がおりますが、この1年間、前年を下回っている。また、全体の企業倒産というものも件数は前年を下回っていると。

こういった状況を踏まえますと、電機業界の取り巻く環境がまず厳しいというところを御理解いただきたいということです。

2点目でございますが、先程、労側委員の方からもございましたとおり、今回51円の引上げ、1,001円となりまして、電機の特定最賃の金額965円ですので、地賃が適用されても36円の引上げとなります。

昨年の電機の引上げ額は36円の引上げでございました。審議を振り返りますと、この額というのは使用者側としては業界を取り巻く環境を考えますと、相当高い額で出した金額であったという認識であります。

今回、地賃の額が適用されれば、同額となる36円の引上げとなりますので、こちらを適用されるのが妥当だと思ったのが2点目でございます。

先程、労使関係尊重というお話ございましたが、電機産業が、この時点で地賃に埋没するのが今回で3回目になります。過去2回は審議に応じて議論してきたというところも、御理解いただきたいと思います。

最後3点目でございますが、昨年の審議、私を含め3名の委員が審議させていただきました。他の2名とも、しっか

	り議論して今回は改正決定の必要性なしという判断という結論が出ました。 この３点が今回、「なし」というところでございますので、よろしくお願いいたします。
高橋会長	ただ今、３業種につきまして御意見を双方から頂戴いたしましたところでございます。 労働者側は、３業種全てについて、「必要性あり」との御意見でございましたが、使用者側は自動車については、「必要性あり」、電機並びに航空機については、「必要性なし」と、そのような御意見でございました。 特定最低賃金の改正決定の必要性に係る結審については、全会一致の決議とされておりまして、結審については、労使委員間で十分審議を尽くしたとの共通認識ができた段階で行うべきであると考えております。この点、電機、航空機の２業種につきましては、その後の審議の進め方等につきまして労働者側委員から何か御意見ありますでしょうか。
栗本委員	十分な審議が尽くされていないのではないかと存じます。つきましては、金額改正の必要性について継続審議をお願いしたいと思います。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今、労働者側委員から審議の継続を求める御意見がありましたが、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	では、御要望を承ります。
高橋会長	ありがとうございます。 そういたしましたら、労使双方から電機並びに航空機の２業種につきましては、審議を継続するということでひとまずよろしいですか。

澤村委員	電機も産業界の意見書というものがございませんし、継続審議ということで結構です。
高橋会長	ありがとうございます。 それでは、労使双方から電機並びに航空機の２業種につきましては、審議を継続するとの御意見を頂戴いたしました。今後の審議運営につきまして、事務局から何か御提案をしていただければと思います。
平野賃金室長	審議会運営方針であります特定最低賃金の発効目途が12月21日であることに加え、審議会委員皆様のスケジュール調整、会場確保等を踏まえますと、新たに審議会を開催することは困難と考えられますので、8月21日の第484回審議会において審議を行うことを提案します。 併せて、審議時間を十分確保するため、同日の開始時刻午前10時を30分前倒しして、午前9時30分とすることを提案いたします。 なお、8月21日の答申となった場合におきましても、先般決定されました特定最低賃金の専門部会等の開催日程については変更がありません。
高橋会長	ありがとうございます。 ただ今の事務局からの御提案でございますが、御意見を頂戴したいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	ありがとうございます。 では、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	せっきくの御提案でございますので、承知いたしました。

高橋会長	ありがとうございました。 それでは、電機並びに航空機の２業種については、８月 21 日の第 484 回審議会におきまして、改めて審議を行うこととし、同日の開催時刻につきましては、午前 10 時から午前 9 時 30 分へ変更をさせていただきたいと思います。 関連しまして事務局にお尋ねいたしますが、自動車につきましては、労使双方から必要性ありとの意見が出されておりました。全会一致となりましたが、本日の答申についてはどのような扱いにした方がよろしいとお考えでしょうか。
平野賃金室長	自動車の答申については、電機並びに航空機の２業種の審議結果と併せ、８月 21 日の第 484 回審議会において答申を行っていただく審議運営を提案いたします。
高橋会長	ただ今、事務局から提案がありました自動車の「改正決定の必要性あり」との答申につきましては、８月 21 日の第 484 回審議会で行うとの審議運営につきまして、御意見を頂戴したいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	事務局提案で異議ございません。
高橋会長	ありがとうございます。 では、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	事務局提案で承りました。
高橋会長	ありがとうございました。 労使双方から御同意いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思います。 最後、議題３「その他」についてでございます。 事務局から何かありますでしょうか。

平野賃金室長	3点ございます。 私からは2点です。 1点目は、次回8月21日の審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、改めて審議することが決定されたところでございますが、労使双方から提出される意見書の他、各業界の実情を把握するため、関係労使が希望をされる場合には、各業界の労使関係者を参考人として推薦していただき、8月21日の審議会において意見陳述を行うことを提案いたします。
高橋会長	ただ今、事務局から提案がありました特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る参考人の意見陳述につきまして、御意見を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	承りました。
高橋会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	使用者側も承りました。
川本委員	ただ1点、事務局提案に御質問ですが、3業種は分かれてやるような運営の仕方でしょうか、それとも全業種が集まった運営の仕方ということになりますでしょうか。
平野賃金室長	全業種を1業種ずつ順番に審議していくという方法を考えております。
川本委員	審議会の方でということですね。

平野賃金室長	そうです。
高橋会長	よろしいでしょうか。 それでは、労使双方から賛成の御意見を頂戴することができましたので、労使が希望される場合は参考人の意見陳述を行うことといたします。 それでは、事務局から手続きにつきまして、説明をお願いいたします。
平野賃金室長	意見陳述を行うことを希望される場合には、8月9日までに事務局へ御連絡ください。 また、本日の航空機のみ意見書が提出されておりますが、電機につきましても、同日までの提出をお願いいたします。
高橋会長	続いて事務局からお願いします。
平野賃金室長	2点目となります。 先程決定されました最低賃金引上げに向けた支援施策等の要望に係る最低賃金法第21条に基づく「建議」につきましては、次回8月21日の審議会において、提案させていただきますので、よろしくお願いします。 私からは以上です。
安藤室長補佐	続きまして、連絡事項について申し上げます。 答申をいただきました岐阜県最低賃金の改正決定について、今後のスケジュールを申し上げます。 本日、異議申出に係る公示を行います。締め切りは8月20日（火）となります。 異議申出があった場合は、8月21日（水）の審議会において審議を行います。 以上です。

高橋会長	ありがとうございました。 それでは各委員から何かございますでしょうか。まず労働者委員からはいかがでしょうか。
栗本委員	それでは最後に労側として今回の審議について、御発言させていただきたいと思います。 賃金は労働の対価であり、経営者が支払う賃金には労働の対価をどう考えているか、というメッセージが含まれていると考えております。 労側としては今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体、岐阜県全体に広げていくこと、地域間格差の縮小、消費者物価上昇率等を考慮した引上げを主張させていただきました。労使双方の主張に隔たりがありましたけれども、本審議において十分に議論し、一定の結論に至ったことは大変意味深いと考えております。これまでの議論を真摯に受け止め、公益として考えを取りまとめていただいたことに深く感謝をいたします。 今一度労側として意見を述べさせていただくとしましたら、今回の最低賃金が最低賃金法の趣旨に則り、賃金が低廉かつ春闘の恩恵を受けられていない労働者の安定した生活や労働力の質的向上に資するものと同時に、物価高による生活不安を少しでも軽減できるものであるようにと願っております。 また、継続的かつ円満な労使関係が確認されることが今後の岐阜県の経済発展に寄与し、地域間格差問題にともに取り組むことになると考えております。以上でございます。
北島委員	私からも一言申し添えさせていただきます。 先程来セーフティーネットという言葉で最低賃金が語られてきたと思いますが、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するのは、私共でございまして、これは日本国憲法でも記載があるところでございます。 ただ、労働者ということに引き取って考えますと、「労働

	条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と労働基準法第 1 条にございます。私どもはこの改正決定が、この労働基準法第 1 条に照らしても、この精神を具現化する一助になると信じております。 今後においても議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
和泉委員	私からも一言申し上げさせていただきます。 今回、労側としては先程来申し上げておおり、リビングウェイジや地域間格差っていうのを是正しようということで審議をさせていただきましたが、一方でやはり地域間格差っていうのは引き続き残る課題であると思っております。岐阜の産業・経済を発展させるためにも、来年度以降も引き続き議論が必要かと思っておりますので、引き続き真摯な議論の方、よろしくお願いいたします。 以上です。
高橋会長	ありがとうございました。 それでは使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	先程、使用者側から考えを述べさせていただきましたが、重複する部分もございますが、最後に一言申し上げます。 今回の審議会では、岐阜県の企業、特に中小企業、小規模企業に厳しい経営環境の状況をお伝えさせていただきました。価格転嫁もまだ十分進んでいない状況や大幅な最低賃金の引上げが経営に負担となっている状況など企業のアンケートを示しながら声をお伝えさせていただいたということでございます。そういった使用者側の主張、御理解いただけなかったことは残念に思い、今回の 51 円の金額については使用者側としては反対の意思を表明させていただきました。今後、企業の実態の基づく議論をしていきたいと思っております。

	また、厳しい経営環境にある企業も最低賃金の引上げに対して、今後対応していかなければなりません。昨年も申し上げましたが、企業が賃上げしやすい環境整備、各種補助金を多くの企業が利用できる環境、価格転嫁が進むための支援・啓発策など継続して実施していただくことを行政には是非お願いしたいと思います。 以上でございます。
川本委員	一言付け加えさせていただきます。 公益委員の皆様のご努力によって、白熱した議論をさせていただけたことは非常にありがたく思っております。ただ、地域での岐阜県での最低賃金審議、最終的には昨年度の950円という妥結額及び賃上げ額に対して、中央審議会でも議論がされた全国平均の物価上昇率を乗じるという基準を最終的には示されたわけでございますけれども、いわゆる地域の審議会として地域ならではのデータを積み上げて議論するところをより充実させるべきではないかと考えています。そういう意味では、これからの課題も多いのではないかと実感したところでございます。
大脇委員	岐阜県においては企業の価格転嫁が十分できない、支払能力が厳しいという現状を訴えてまいりましたけれども、引き続きその点について十分御配慮いただくとともに、今回支援策等要望いただくことにつきましては、労使一体となって進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
高橋会長	ありがとうございました。 労使双方から大変活発な御議論を頂戴いたしました。ありがとうございます。公益を代表いたしまして御礼を申し上げたいと思います。 それでは、本日の審議会は閉会といたします。 次回は、8月21日（水）午前9時30分から開催いたします。 ありがとうございました。お疲れ様でございました。